

## 印紙税の改正情報「領収書等の印紙の非課税は 5 万円未満に改正されます」26 年 4 月から

### 【改正情報】

所得税法等の一部を改正する法律により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税の非課税範囲が 3 万円未満から「**5 万円未満**」に拡大されます。

### 【改正の内容】

現在、金銭又は有価証券の受取書については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、**受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。**

### 【金銭又は有価証券の受取書とは】

金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、領収証、領収書、受取書やレシートはもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに代済、相済、了などと記入したもの、さらには、お買上票などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

### 【印紙を過誤納付した場合の取り扱い】

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

領収書等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要があります。

### 【領収書の記載金額と消費税との関係】

消費税等が区分記載されている場合又は税込価額及び税抜価額が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は領収証等に記載された受取金額に含めないこととされています。